

9. 服 装

生徒は勉学中であることを自覚し、節度と礼儀をわきまえた質素・清潔・端正な服装であること。

- 1) 通学や授業中の服装は自由とするが、その服装は華美・奇抜・高価なものでなく、高校生にふさわしいものとする。
- 2) 学生服・バッジは着用してよい。
- 3) 体育時の服装は所定の体育着と運動靴とする。
- 4) 交通安全上、登下校の履物は靴を使用する
- 5) 舎内においては、コート類、襟巻の着用は原則として認めない。ただし登下校時を除く。
- 6) 身分証明書は家庭にいる時以外は常に携帯し、本校生であることをはっきりさせる。

C. 校 外

校外生活は常に本校生徒であるという誇りと品位を保ち、各自の行動がよき校風のあらわれであるように心がけなければならない。学習に専念するとともに進んで家人の手伝いをすることも大切である。

1. 通 学

進んで交通道德を守り、他人に迷惑をかけないようにすること。

- 1) 徒歩通学生は右側通行、自転車通学生は左側通行を励行する。徒歩通学生は、横隊を作ったり、横断歩道以外の道を渡らないこと。
- 2) 日立駅から本校までは推奨されている通学路を通行するものとし、定められた通学不適路を通行してはならない。
- 3) 歩行中（運転中）のスマートフォン使用やイヤホン等の使用は重大な事故要因となるので固く禁止する。
- 4) 電車、バス通学生は係員の指示に従い、公衆道德を守る。定期券及び身分証明書を常に携帯すること。通学定期券購入書、学割申請願などは所定の手続きを経て行うこと。
- 5) 自転車通学者は所定の様式に従い学校に届け出て、使用自転車にステッカーを添付すること。
- 6) 家庭で必要上やむなく二輪車の免許を取得する場合は、原動機付自転車のみとする。事前に学校から承諾を得て、取得後は学校所定の免許取得届を提出すること。（取得後2週間以内）バイクによる通学は原則として認めない。
- 7) 自動二輪については、免許取得及び運転を禁止する。
- 8) 四輪車の免許取得（自動車学校入校）は原則として進路が決定した3年次の2月以降とし、通学許可申請書を提出し許可を受ける。

下記の活動については生徒指導部に所定の届を提出して関係教師の指導を受けること。
なお、宿泊を伴う場合は必ず保護者の同意を得て、できるだけ成人の引率、指導者の同行のもとに実施すること。また、計画は十分な研究・検討を加え、特に安全に留意して立案すること。

ア. サークル活動、同窓会、その他の集会など。

イ. 旅行、ハイキング、登山、キャンプ、スキーなど。

ウ. アルバイト（家庭の事情でやむを得ない場合に限る。但し危険を伴うもの、風紀上好ましくないものは許可しない。）